

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者の指定の取消し又は全部若しくは一部の効力停止
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第51条の29
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第26条の16  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)  ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		